

【資料9】

平成 23 年 11 月 8 日

会計検査院の意見表示について

（社会保険診療報酬の所得計算の特例）

資 料

社会保険診療報酬の所得計算の特例(所得税・法人税)

<概要>

医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき支払を受ける金額が5,000万円以下であるときは、所得税又は法人税の計算上、概算経費率により計算した金額を必要経費又は損金に算入することができる。

<趣旨>

小規模医療機関の事務負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。 ※厚生労働省の政策体系における位置付け

<本来の所得計算>

$$\boxed{\text{社会保険診療報酬}} - \boxed{\text{実際の必要経費（損金）}} = \boxed{\text{所得}}$$

<特例>

$$\boxed{\text{社会保険診療報酬}} - \boxed{\text{社会保険診療報酬}} \times \boxed{\text{概算経費率}} = \boxed{\text{所得}}$$

(概算経費率)

社会保険診療報酬				概算経費率
				%
2,500万円以下の部分				72
2,500万円超	3,000	//	//	70
3,000	//	4,000	//	62
4,000	//	5,000	//	57

(注) 社会保険診療報酬が5,000万円を超える者は、この特例の適用を受けることができない。

<適用状況>

開業医の41%について適用（平成21年分）※ 国税庁調べによる

<減収見込額>

245億円（平成23年度ベース）

社会保険診療報酬の所得計算の特例の経緯

昭和 29 年 制度創設（議員立法）

社会保険診療報酬に係る所得の必要経費を一律収入金額の 72%相当額とした。

昭和 54 年 制度見直し

一律の控除率を 5 段階の概算経費率に改めた。

昭和 63 年 12 月 制度見直し

社会保険診療報酬が 5,000 万円を超える者を特例の対象から除外した。

以後、見直しは行われていない。

（参考）

会計検査院 平成 15 年度決算検査報告（抄）

第 1 章 検査の概要

第 2 節 検査結果の概要

（4）租税特別措置（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の実施状況について

- （1）適用状況については、医業又は歯科医業を営む個人における適用率は 38.6%であり、特例適用者の平均所得金額（特例適用前）は特例非適用者の平均所得金額を大きく上回っていた。そして、特例適用者の平均概算経費率と平均実際経費率との差は 18.3%、平均軽減税額は 139 万余円であるが、各特例適用者の軽減税額には大きな開差が認められた。

会計検査院の意見表示のポイント①

多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用している。

<検査の結果>

- 自由診療収入を含めた医業収入 5,000 万円超の特例適用者は特例適用者全体の約 15%であり、これらの者の自由診療収入の平均は約 1,450 万円（医業収入の約 25%）。この中には、自由診療収入を含めた医業収入が 1 億円を超える特例適用者も存在。
- 1 億円を超える特例適用者の医業収入のうち、自由診療収入の平均額は約 9,000 万円（医業収入の約 70%）

<会計検査院の指摘>

- 特例の基準は、医業事業者の経営規模を測るための基準としては必ずしも適切ではなく、このため小規模医療機関を対象にその事務処理の負担を軽減するという特例の目的に十分沿ったものとはなっていない。

会計検査院の意見表示のポイント②

特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額の措置法差額が生じている。

<検査の結果>

- 概算経費率（70.4％）と実際経費率（51.5％）の平均値の開差は 18.8 ポイント
※平成 15 年度決算検査報告の同様の調査における開差は 18.3 ポイント
- 概算経費と実際経費の差額（措置法差額）が 1,000 万円を超える者は、実際経費の計算を行っている者の約 18％。

<会計検査院の指摘>

- 概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額の措置法差額が生じている状況は、税負担の公平性の見地からは適切とは認められない。

表6 実額計算者に係る概算経費率と実際経費率の状況（平成 20、21 両年分）

社会保険診療報酬	実額計算者(人)	概算経費率の平均値 (a)	実際経費率の平均値 (b)	開差 (a) - (b)
総数 (延べ)	1,654	70.4%	51.5%	18.8%
2500 万円以下	566	71.9%	53.6%	18.3%
2500 万円超 3000 万円以下	191	71.8%	51.1%	20.6%
3000 万円超 4000 万円以下	438	70.4%	51.7%	18.6%
4000 万円超 5000 万円以下	459	68.0%	49.0%	19.0%

会計検査院の意見表示のポイント③

特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択している。

＜検査の結果＞

- 特例適用者のうち、実際経費の計算を行っている者の割合は 85.7%。これらの者はいずれも実際経費と概算経費を比較して概算経費が有利なために特例を適用していた者。

＜会計検査院の指摘＞

- 特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択して申告している現状からみると、申告書等の作成事務上は、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の目的は達成されているとは認められない。

表9 実際経費の計算等の状況（平成 20、21 両年分）

（単位：人）

青色申告者・白色申告者の別	特例適用者 (a)	(a)のうち実額計算者(b) ((b) / (a))	(b)のうち自由診療収入 のある者 (c) ((c) / (b))	(b)のうち申告書の作 成等を税理士に依頼 して行っていた者 (d) ((d) / (b))
青色申告者計（延べ）	1,628	1,479(90.8%)	1,437(97.1%)	1,305(88.2%)
白色申告者計（延べ）	301	175(58.1%)	155(88.5%)	91(52.0%)
合計（延べ）	1,929	1,654(85.7%)	1,592(96.2%)	1,396(84.4%)

会計検査院の意見表示のポイント④

特例の有効性について適切な検証が行われておらず、見直しを行うための検討・検証が十分になされていない。

<会計検査院の指摘>

- 厚生労働省において、特例の有効性について適切な検証が行われていないため、前記①から③の状況にあるのに、その見直しを行うための検討が十分になされていない。
- 財務省において、要望書等が出されていないことにもよるが、このような状況を十分に把握しておらず、同様の検証が行われていない。

検討の方向性について

- 本特例の趣旨は、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る、というもの。

参考 厚生労働省の政策体系における本特例の位置付け

政策体系	目標の内容
基本目標Ⅰ	「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」
施策大目標 1	「地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること」
施策中目標 1	「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」
施策小目標 8	「医療法人等の経営の安定化を図ること」
事務事業（目的達成手法）	「社会保険診療報酬の所得計算の特例」（所得税）
事務事業の達成目標	小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する

- 一方で、
- ・ 多額の自由診療収入がありながら、特例の適用を受けている人が多数いるという実態や、
 - ・ 概算経費率と実際の経費率との間に相当の差が生じているという実態、
 - ・ さらには、特例の適用者のほとんどが、実際に経費を計算した上で、概算経費と有利な方を選択しているという実態、
- があることを踏まえば、本特例の趣旨に立ち返って、本特例の存否を含めて、制度のあり方について再検討することが考えられるのではないか。